

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

社会福祉施設職員の 自然災害等への備えについて②



国土交通省「重ねるハザードマップ」

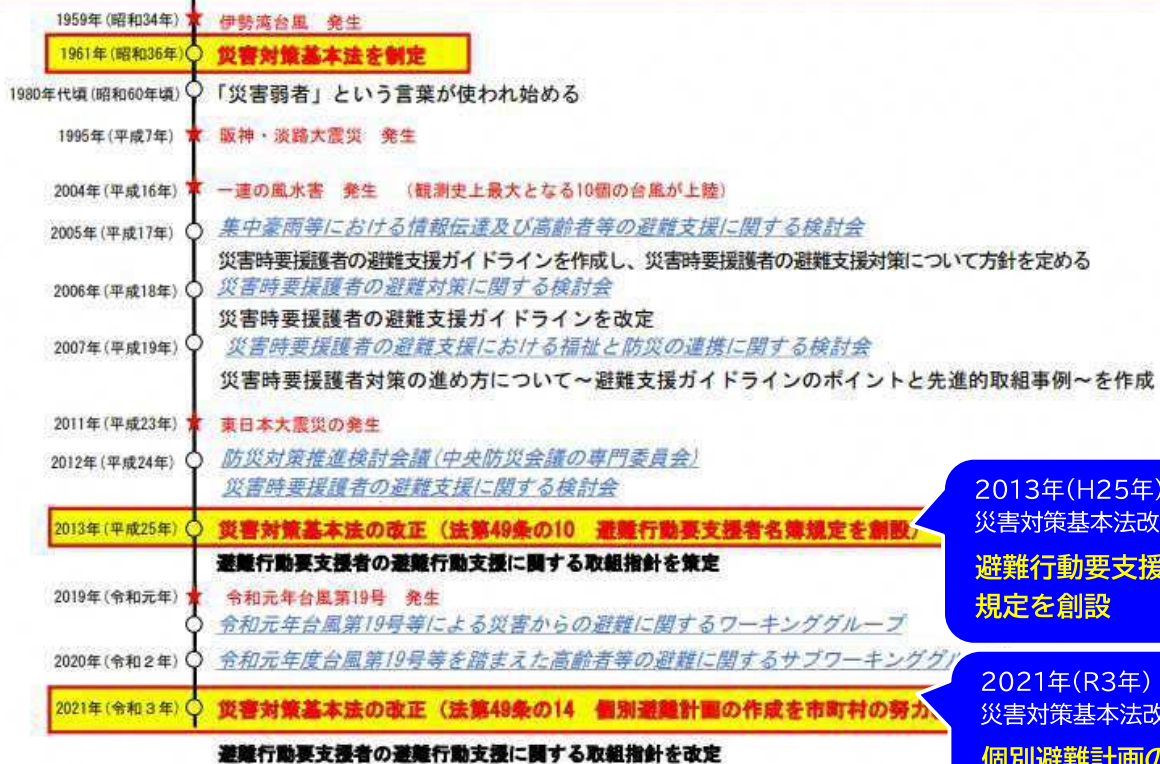
静岡県地震防災センター

地震防災アドバイザー 深澤良子

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

避難行動支援に関する制度的な流れ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



2013年(H25年)
災害対策基本法改正
避難行動要支援者名簿
規定を創設

2021年(R3年)
災害対策基本法改正
個別避難計画の作成を
市町村の努力義務化

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■「個別避難計画」

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となった（R3年）

■モデル事業

市町村事業

都道府県事業

- 令和3年度：富士市（2ケース ※高齢者1ケース、障がい者1ケース）
- 令和4年度：富士市（支援体制デジタル化）、長泉町（スタート事業）

■個別避難計画（※災害時ケアプラン）

静岡県社会福祉協議会 制作動画

<https://youtu.be/1vkvcaVDpbQ>

※YouTube

「静岡県災害時ケアプラン」で検索

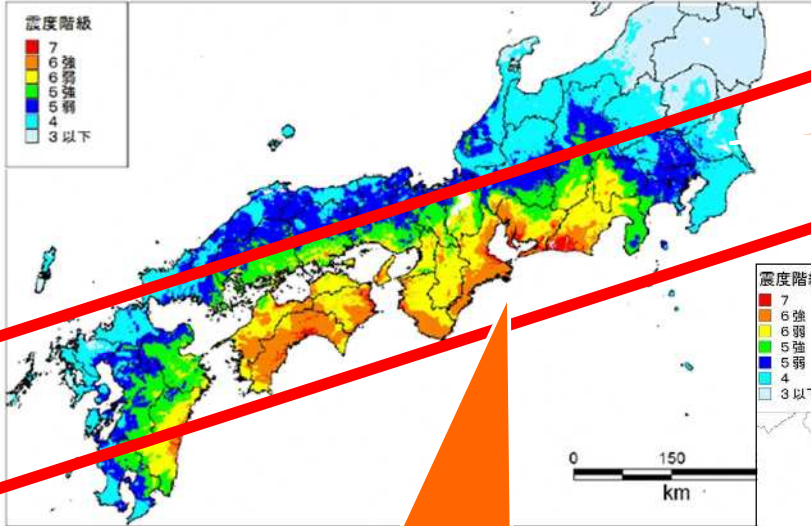


※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

| 地震 |

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■南海トラフ巨大地震 想定震度分布

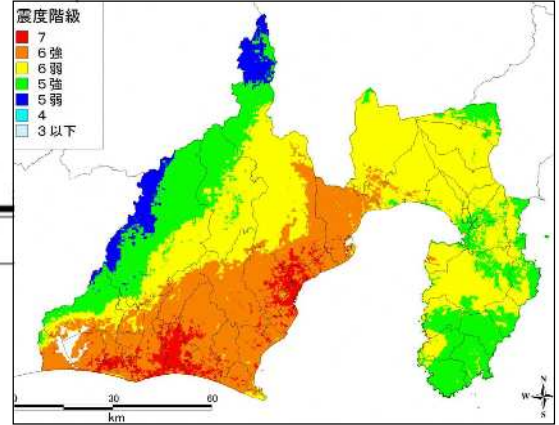


大都市圏を含む
日本人口の約半分に影響

(強震動生成域を陸側寄りに設定した場合)
出典: 気象庁ホームページ
<<https://www.data.jma.go.jp/svd/eq/assumption.html>>

日本の主要工業地帯を含む
工業地帯の密集地帯

輸送の大動脈
幹線道路・鉄道



静岡県はほとんどの地域で
震度6弱以上の揺れ

「震度分布図(南海トラフ巨大地震(基本ケース))」
静岡県第4次地震被害想定

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■「震度6弱」以上の揺れとは？

6弱

【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

7

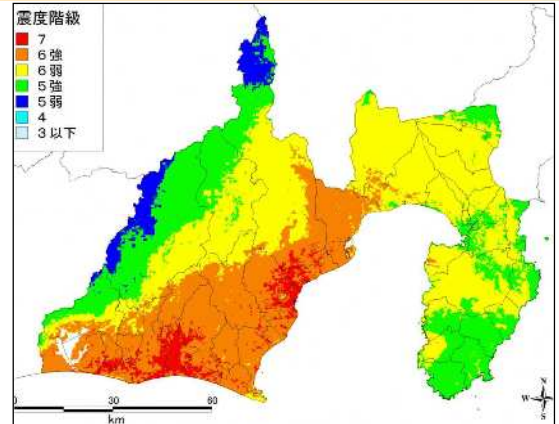
【震度7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

6強

【震度6強】

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。



静岡県はほとんどの地域で
震度6弱以上の揺れ

出典: 気象庁ホームページ
<<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/jma-shindo-kaisetsu-pub.pdf>>

「震度分布図(南海トラフ巨大地震(基本ケース))」
静岡県第4次地震被害想定

■ 家屋耐震化

- 自宅は家族が長時間過ごす場所⇒地震で倒れないようにする対策は、「命を守る」「ケガをしない」ために重要。
- 旧耐震基準(1981年6月以前の基準)の木造住宅は、大きな地震の揺れに弱い可能性があるため、耐震診断を行い、必要があれば耐震化を行う。
- プロジェクト「TOKAI-0」
旧耐震基準木造住宅の「耐震診断」は、令和6年度までは、無料で受けることができる。

無料の耐震診断等のお申込みは、お住まいの市役所又は町役場まで。



静岡県木造住宅
耐震補強ITナビゲーション



無料耐震診断(令和6年度まで) + 耐震補強等に係る費用の一部補助(令和7年度まで)

- ※「無料耐震診断」等のお申込みは、お住まいの市役所又は町役場まで。
- ※ 木造住宅の補強計画策定及び耐震補強工事に対する補助金の「金額」「補助要件」は市町によって異なる

■ 家具・家電の固定

- 金具、ワイヤー、ベルトなどを使って、壁に固定する。
※固定する場所はどこでも良いわけではなく、家具側、壁側も強度のある個所を選んで固定する。
- または
「(床側)転倒防止版 + (天井側) ポール式器具」
で、固定する。
※ポール式器具は、家具の天板、天井側とも強度のある個所を選んで固定する。
- 冷蔵庫、テレビ、電子レンジなど家電製品の固定、ピアノの固定(または転倒防止対策)も忘れずにおこなう。
- また、棚の中身が飛び出さないように、チェーンや留め具などの対策をおこなう。

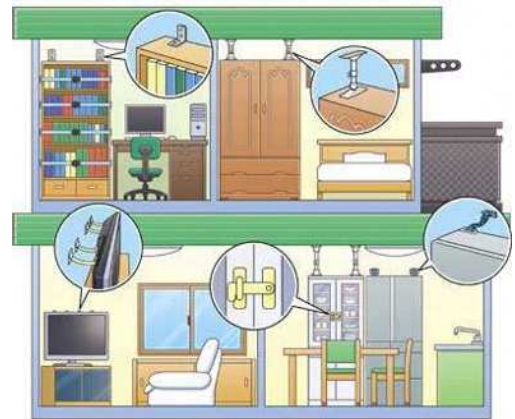


図:政府広報オンラインより <<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/6.html#section002>>

静岡県HP
「家具の地震対策」



県内多くの市町で、家具固定に関する補助制度 (対象:高齢者世帯、障害者家族がいる世帯、子どもがいる世帯など市町により異なります。また、補助の内容も異なりますので、市町の担当課までご確認ください。)

■ ガラス飛散防止フィルム

- 過去の地震でも、対策をしていないガラス窓は割れて破片が飛散。飛散防止フィルムは、ガラスが割れても破片が飛んで来ないようにすることと、避難経路に散乱し避難の妨げになることを防ぐ。
- 「台風の備え」(強風による飛来物が当たった際の、窓ガラスの飛散防止の対策)としても有効。
- 棚の扉がガラス扉の場合も、フィルム貼付を検討。



↑は、ガラス飛散防止フィルムを貼付したガラスを、金づちで叩いたところ。ガラス飛散防止フィルムにより、割れてもバラバラに飛び散らない。

施設・事業所では…

- ★施設・事業所等の建屋についても、地震で「倒れない・崩れない」対策は大前提です。また、事務所のオフィス什器・設備の固定(落ちてこない・倒れてこない・移動してこないようにするための対策)も、欠かすことはできません。これは、サービス利用者さんの安全のためだけでなく、従業員・職員の安全確保のためにも必須です。
- ★発災時の、従業員・職員の安全確保は、施設・事業所の社会的責任の重要事項の一つです。防災訓練の際など、定期的に、既存の対策設備の劣化が無いか、対策が十分であるかなどを、確認するようにします。
- ★従業員・職員の皆さまも、職場の防災を「我が事」として、身の回りの安全が保たれているかを、時折、見つめ直してみてください。

■ 緊急地震速報

- 緊急地震速報は、「間もなく強い揺れが来る」という予測情報。
- 緊急地震速報から強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短い。
(短くても、できることがある)
※強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、工場等で機械制御を行うこと、などに活用
- 緊急地震速報を聞いたら、あわてず、まわりの人に声をかけながら、まず身の安全を!!
- ★【注意】震源に近い場所では、緊急地震速報が、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。
- ★突然の揺れに見舞われた時は、緊急地震速報がなくても、身を守る行動をとる。

緊急地震速報～その時どう動く?「数秒間の心がまえ」



政府インターネットテレビ <<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24210.html>>



■ 発震、その時の「身を守る」行動

(こちらの動画をご視聴ください)

■ 備蓄

● 食料 1日3食×家族分×7日分以上

↳ ローリングストックを上手に使う

※インスタント食品やレトルト食品、乾麺など、普段食べ慣れている日持ちのする食料品を少し多めに用意し、日常生活の中で使、使ったら買い足す

● 飲料水 1日3ℓ×家族分×7日分以上

● 携帯トイレ・非常時用トイレ

1日5回×家族分×7日分以上

※上下水道が止まると、水洗トイレは使えません。

食べることは多少我慢ができて、トイレは我慢できません。過去の地震災害ではトイレに行く回数を減らすために、水を飲む回数を減らし、体調を崩してしまう人もいました。



★ 家庭の事情に合わせた備えを!

- ・他から調達できない(しにくい)もの: 処方薬、アレルギー対応のもの、等
- ・必要な物: **赤ちゃん用**(ミルク、おむつ、おしりふき等)、**介護用**(介護食、おむつ等)、**女性用**(生理用品等)、**ペット用**(フード、糞尿処理用品等)

★ 地震災害だけでなく、断水・停電の際にも、飲料水、携帯トイレ等の備蓄が有効

■ 非常持ち出し袋、避難装備品

★ 津波浸水想定区域にいる場合、「命を守った(身を守った)」次は、**即時避難!**

その際、非常持ち出し袋と避難装備品の事前準備が有効。

- ↳ 「事前準備」できていなかったら、何も持たず**手ぶらで避難**
- ↳ 「〇〇に帰れば、用意してある」という場合も、取りに戻らない
- ↳ 大きな揺れでは「命を守る行動」をとり、その後、揺れが弱まり津波からの避難を開始できそうになったら、速やかに、非常持ち出し袋と避難装備品をつかみとり、避難を開始する



● 非常持ち出し袋 一時的な 食料・飲料水・携帯トイレ など

(冬場は使い捨てカイロ、その他家族構成により必要な物 例:赤ちゃんの物)

いざという時に使える状態(使用期限)、背負える・持てる重量にする

※津波避難の場合、津波の危険が去るまで、津波避難場所などで危険をやりすごす。
津波の危険が去るまでの時間は、長くなる可能性もあり。

● 避難装備品 夜間に備えて懐中電灯など、雨天に備えて雨具、

身を守るヘルメットや防災頭巾、軍手・革手袋、ホイッスル など

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっています。

■ 静岡県の沿岸部に1mの津波が到達する時間(南海トラフ巨大地震)

- 南海トラフ巨大地震での
静岡県への津波到達時間は
非常に早い



(単位:分)

	湖西市	浜松市西区	浜松市南区	磐田市	袋井市	掛川市	御前崎市	牧之原市	吉田町	焼津市	静岡市駿河区	静岡市清水区	富士市	沼津市	伊豆市	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	下田市	河津町	東伊豆町	伊東市	熱海市	
南海トラフ巨大地震※	9	7	5	4	5	5	4	6	4	2	4	2	3	4	4	4	4	4	13	18	18	19	24	
相模トラフ最大クラス地震※	30~60																		18	9	8	3	3	3

※静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告) 平成25年6月発表 [南海トラフ巨大地震 ケース①⑥]

※静岡県第4次地震被害想定(追加) 相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定 平成27年1月発表

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっています。

■ 静岡県の沿岸部に1mの津波が到達する時間(相模トラフ最大クラス地震)

- 相模トラフ最大クラス地震では
伊豆半島東側への津波到達時間が
非常に早い



(単位:分)

	湖西市	浜松市西区	浜松市南区	磐田市	袋井市	掛川市	御前崎市	牧之原市	吉田町	焼津市	静岡市駿河区	静岡市清水区	富士市	沼津市	伊豆市	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	下田市	河津町	東伊豆町	伊東市	熱海市	
南海トラフ巨大地震※	9	7	5	4	5	5	4	6	4	2	4	2	3	4	4	4	4	4	13	18	18	19	24	
相模トラフ最大クラス地震※	30~60																		18	9	8	3	3	3

※静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告) 平成25年6月発表 [南海トラフ巨大地震 ケース①⑥]

※静岡県第4次地震被害想定(追加) 相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定 平成27年1月発表

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

ハザードマップ

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

ハザードマップ

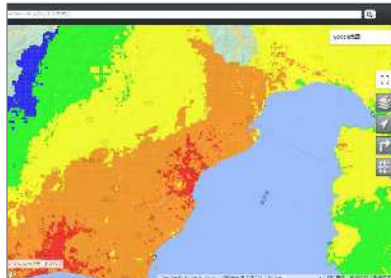
国土交通省
重ねるハザードマップ

重ねるハザードマップ 検索



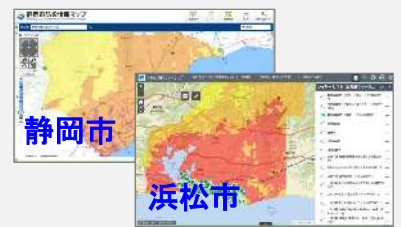
静岡県
静岡県GIS

静岡県GIS 検索



各市町
ハザードマップ

インターネット版
(動的コンテンツ)



など

各戸配布
(印刷物)



- インターネット上のシステムを操作しながら使うもの
 - └ [国交省]重ねるハザードマップ、[静岡県]静岡県GIS、その他、同様のシステムを公開している市町もある。
- 市町から各戸配布されている印刷物や、印刷用のPDF
 - └ お住いの市町のハザードマップは必ず確認
 - └ 地震、津波、洪水、土砂災害など、市町で想定のある種類全てについて、自分の生活範囲の災害リスクを確認する(災害リスクの有無、ある場合はその程度)

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ハザードマップで確認すること

- お住いの市町のハザードマップ(各戸配布されているものなど)は、必ず確認する
 - └ お住いの市町で想定のある災害の種類全てについて、自宅、自分の生活範囲の災害リスクの有無、ある場合にはその程度について確認をする
 - ※地震(震度・液状化)、津波、洪水・内水氾濫、土砂災害(崖崩れ・地すべり・土石流)、火山、など
 - └ 災害の種類ごとに、自宅、自分の生活範囲の「**避難場所**」を確認する

★避難場所

災害から命を守るために避難する場所



避難場所



津波避難場所



津波避難ビル



津波避難タワー



命山

★避難所

滞在を伴う施設 例:「川が溢れそうなので」

「危険性が無くなるまで滞在」
「災害で家に戻れなくなった」



避難所

例:「地震で家が壊れ、今、家で生活できない」



避難所

自宅で安全が確保できる場合は
(自宅に、倒壊や焼損、浸水、流出の
危険性が無い場合は)
避難所へ行く必要はありません

- お住いの市町以外の場所(勤務先や家族の学校などが、他の市町や県外の場合)は、「静岡県GIS」や「重ねるハザードマップ」を用いて、同様の項目について調べる。

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■静岡県防災アプリ

●平常時に利用する情報

- └ ハザードマップ
- └ 学習コンテンツ
- └ 避難トレーニング など

●緊急時に利用する情報

- └ 災害に関する緊急情報は、プッシュ通知される
- └ 所在地の防災情報、マップ
- └ リアルタイムの情報のポータルとして
 - ・気象庁:ナウキャスト など
 - ・日本気象協会:台風情報 など
 - ・静岡県土木総合防災情報:SIPOS-RADAR など



普段から
使い慣れて
おくと



静岡県ホームページ<<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>>



- ★風水害からの避難には、防災行政無線の放送やメール配信もある。加えて、防災気象情報や、避難に関する警戒レベルなどの情報を、自身でリアルタイムにできれば、よりタイミングを逃さない、適切な避難行動が可能。「静岡県防災アプリ」は、リアルタイム情報の取得に便利。

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ 南海トラフ地震臨時情報

- 南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で大規模地震が時間差で発生した事例がある

先発地震の発震後、
後発地震の領域であらかじめ警戒することで
被害を軽減する
(例えば、東側で発震したら、西側が警戒)



(こちらのコンテンツをご参考ください)

■ 事前避難対象地域

- 後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

- └ 「住民事前避難対象地域」
 全ての住民等が1週間の避難を継続する
- └ 「高齢者等事前避難対象地域」
 要配慮者に限り1週間の避難を継続する

静岡県内の
事前避難対象地域
(令和4年4月時点)



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」

概要



本文



南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要

基本方針①: 本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見等を踏まえたものとする

■ガイドライン ・地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要
・避難先は知人宅や親類宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う

■具体化

<p>地域性・これまでの取組</p> <p>津波避難施設の整備 津波避難訓練地域は県内で約半数が解消済み</p> <p>避難訓練の実施 県民参加率は11.1% (全国1位)</p>	<p>住民・関係者の意見</p> <p>住民からの意見 「なるべく自宅で生活したい」</p> <p>医療機関・社会福祉施設等の意見 「要配慮者は、事前避難に伴う環境変化で症状の悪化が懸念される」 「要配慮者の避難先としては、バリアフリーな施設、トイレ等への配慮が必要」</p>	<p>■版ガイドライン</p> <p>『1週間の事前避難』が必要な地域・住民の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設等の整備状況や避難訓練による避難時間の短縮を考慮しても、津波からの避難が困難な地域・住民 ※昼と夜とで対象となる地域・住民の設定を変えることも可(健康者は夜間のみ事前避難を行う等) <p>要配慮者の『1週間の事前避難』の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可 ・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設(公民館、宿泊施設、寺社等)への避難も可 <p>上記設定が完了した市町における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討中に臨時情報が発表されることがありうるので、暫定的に地域・対象者を設定する 	<p>【津波浸水想定区域】 津波からの避難が可能な地域(健康者の利用に注意し1週間避難可能)</p> <p>高齢者等事前避難対象地域 (要配慮者の避難)</p> <p>住民事前避難対象地域 (全住民が避難)</p>
---	---	---	--

基本方針②: 市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を検討できるようにするため、手順等を具体的に例示

■ガイドライン ・防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く
・地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

■具体化 ・地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

■版ガイドライン <市町が住民や関係者の意見を十分に聴き、協議を行うための具体的な検討方法(手順・資料等)を例示>

<p>【例え方の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラスト等を用いて、臨時情報をわかりやすく説明 ・動画をを用いて、地域の津波リスクを正しく理解 	<p>イラスト</p> <p>津波浸水動画</p>	<p>【自分ごととして考える工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクの高認識 ・アンケート記入や意見交換 <p>避難場所までの距離の計測</p>	<p>市町への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減災交付金による財政支援 ・職員派遣による市町検討支援 ・津波浸水動画等の提供
--	----------------------------------	---	---

来年度中に、全市町の事前避難対応を完了

| その他 |

■「わたしの避難計画」

- 今後起こりうる大規模災害に備え、一人ひとりが「いつ」「どこ」に避難するかを事前に整理する「わたしの避難計画」を簡単に作成できるサイトです。

身の回りの津波や水害、土砂災害のリスクを画面で確認しながら、



「はい」「いいえ」の簡単な質問に答えると短時間で、各自の避難計画が完成します。



作成解説はこちらをご覧ください↓



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ 全ての前提：「自分の無事」「家族の無事」

- 災害は家族が一緒の時を選んで起きてくれるわけではない。
(曜日、時間帯によって家族のいる場所は異なる)

そのため、平時の内に以下3点、家族で話し合いを行い、情報を共有しておく。

└ 各自の避難場所

※バラバラな場所においても各自が自身の安全を確保できるよう、曜日・時間帯毎、また、災害種類毎の「避難場所」をハザードマップで確認し、家族内で共有しておく

└ 集合場所の申し合わせ

※各自が安全確保した後、皆が集合する場所を申し合わせておく

└ 安否確認方法(複数の方法を決め、練習もしておく)

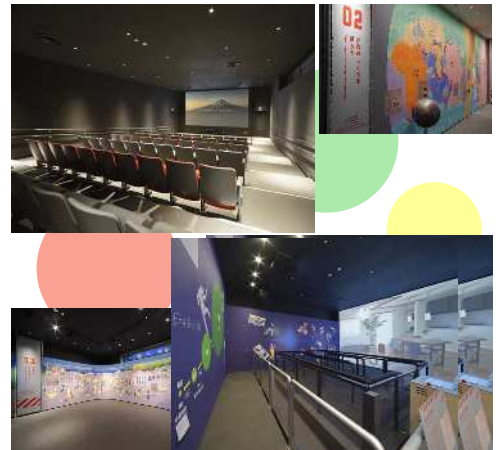
※無事が確認できれば、発災後すぐに集合できなくても、落ち着いた行動をとれるようになる。

(171、web171、家族LINE、メール、携帯キャリアの災害用伝言版、三角連絡法、など)

- ★ “…日頃から家族で避難行動について十分に話し合っ、避難経路や避難場所を確認しておくことが必要です。お互いに「一人でも避難しているはず」と信頼できて初めて、すみやかな避難行動ができるからです。…” (東日本大震災釜石市教訓集より)

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ 静岡県地震防災センター



● ご案内

静岡県葵区駒形通5丁目9番1号

TEL: 054-251-7100

開館時間: 9時～16時

入館料: 無料

休館日: 月曜日、年末年始



静岡県ホームページ

<<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/about/index.html>>

■ 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報とは…

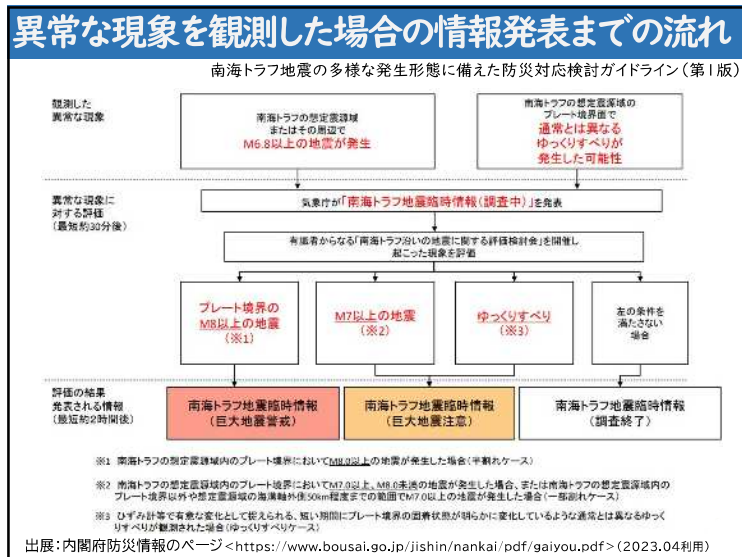
- **地震予知ではない**
- 南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や **地震発生の可能性が相対的に高まっている**と評価された場合等に、気象庁から発表される情報

南海トラフ地震臨時情報の背景

■ 南海トラフでは、想定震源域の **東側**と**西側**で**時間差**で、**大規模地震が発生した事例**

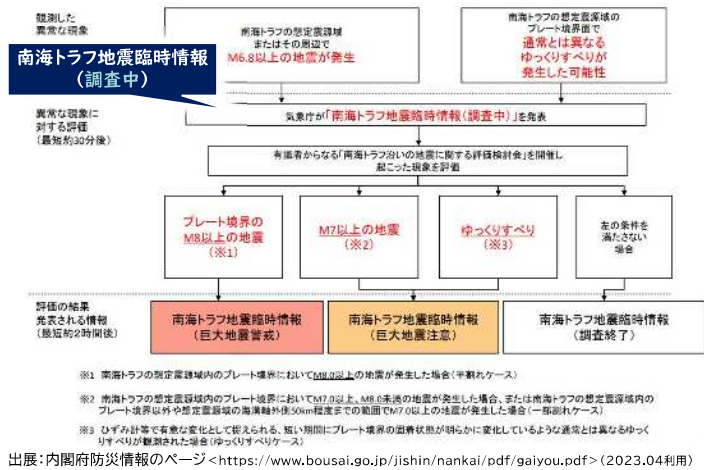
- 1854年安政東海地震と安政南海地震
南海トラフの**東側**で地震が発生した**約32時間**後に、**西側**でも地震が発生
- 1944年昭和東南海地震と昭和南海地震
南海トラフの**東側**で地震が発生した**約2年**後に、**西側**でも地震が発生

出展：静岡県ホームページ <<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/nankaitorahu.html>> (2022.03利用)



異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)



今年の「南海トラフ巨大地震想定震源域」での地震

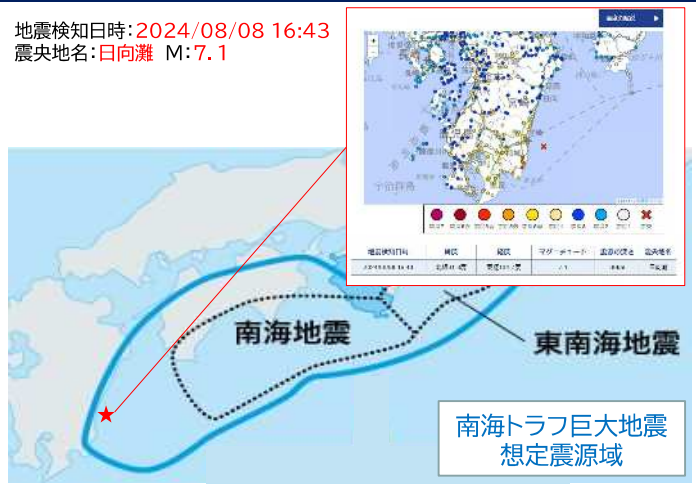
地震検知日時:2024/04/08 10:25
震央:大隅半島東方沖 M:5.2

地震検知日時:2024/04/17 23:14
震央:豊後水道 M:6.6



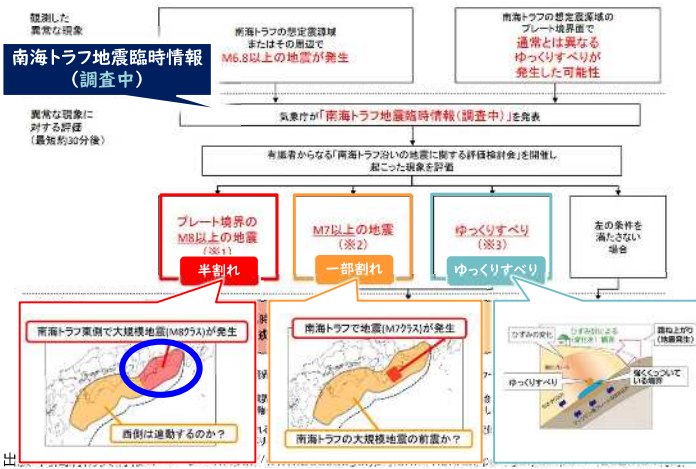
今年の「南海トラフ巨大地震想定震源域」での地震

地震検知日時:2024/08/08 16:43
震央地名:日向灘 M:7.1



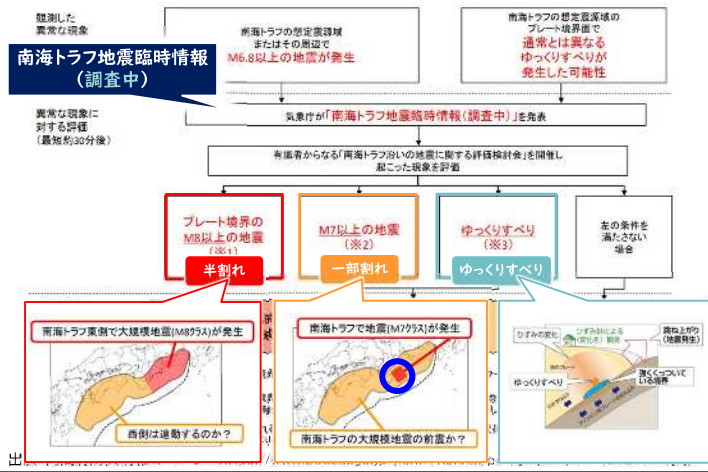
異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)



異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

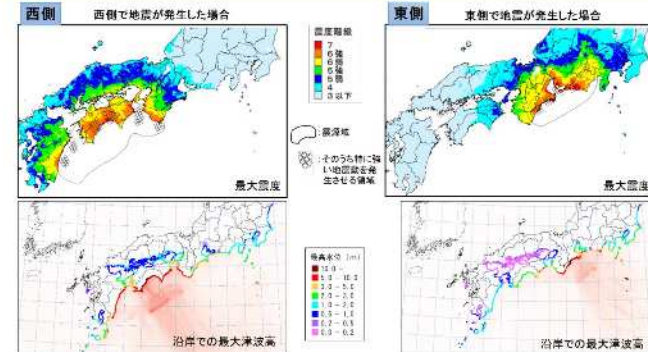
南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）



(参考) 想定される地震動・津波の状況 ~半割れケース~

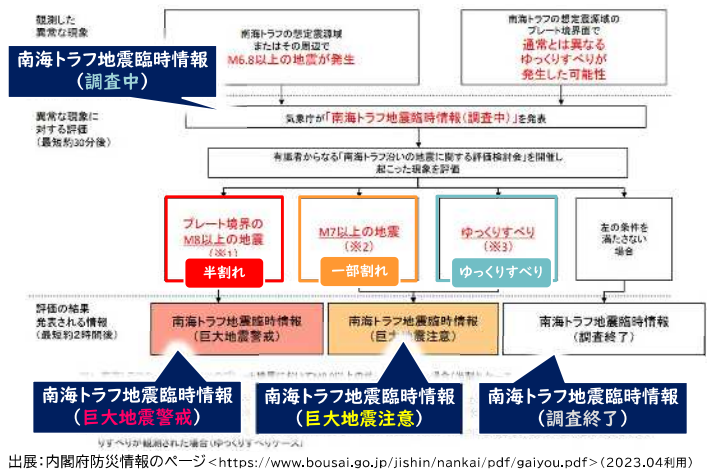
★南海トラフで発生する地震には多様性があり、以下はあくまで一例

- 被災地域では、最大クラスの地震(M9)が発生した場合と同程度の揺れ・津波となる想定
- 大きな揺れの範囲は震源域付近を中心とした地域になる一方、大きな津波については広範囲に及ぶ

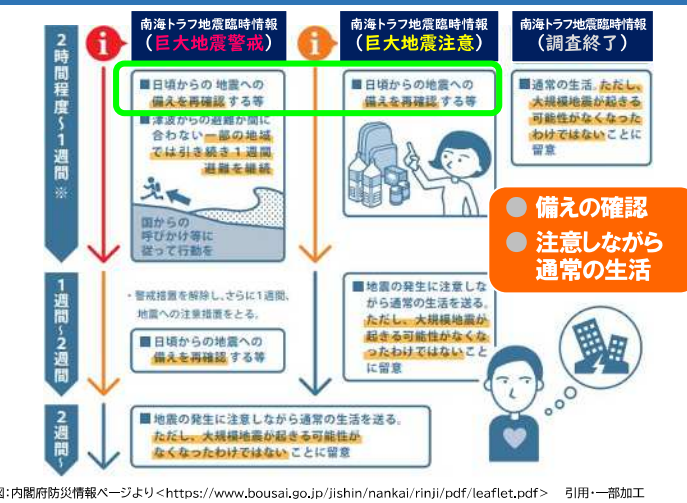


異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら？



情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域

1都2府26県707市町村

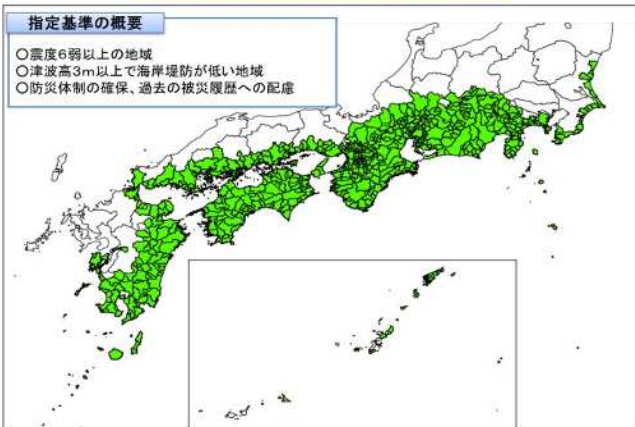


図:内閣府防災情報ページより<<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/pdf01.pdf>> (2024.08利用)

日頃からの地震への備えの再確認

■ 情報が発表された際に、慌てず防災行動を実施するには、日頃からの地震への備えが大切。下記のような備えは日頃から行い、情報が発表された際に再確認することが重要。

迅速な避難体制・準備

- ✓ 地域のハザードマップでどのような危険があるかを確認する
- ✓ 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- ✓ 家族との連絡手段を決めておく
- ✓ 非常持出品を準備しておく
 - ・食料、水、常備薬
 - ・懐中電灯、携帯ラジオ
 - ・身分証明書、貴重品 等

出火や延焼の防止対策

- ✓ 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- ✓ 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する

地震発生後の避難生活の備え

室内の対策

- ✓ 窓ガラスの飛散防止対策をする
- ✓ タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- ✓ ベッド頭上に物を置かない

- ✓ 水や食料の備蓄を多めに確保する
- ✓ 簡易トイレを用意する
- ✓ 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

図:内閣府防災情報ページより<<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/pdf04.pdf>> (2024.08利用)

後発地震に備えた具体的な防災対応(住民)

津波による浸水が想定される地域や強い揺れが想定される地域にお住まいの皆様

- 家具の固定や安全な避難場所・避難経路の確認などの平時からの地震への備えの再確認に加え、
- すぐに逃げられる態勢での就寝や非常持出品の常時携帯など、揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に、直ちに津波から避難できる態勢をとってください。



図:内閣府防災情報ページより<<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/pdf02.pdf>> (2024.08利用)

南海トラフ地震臨時情報が発表されたら?

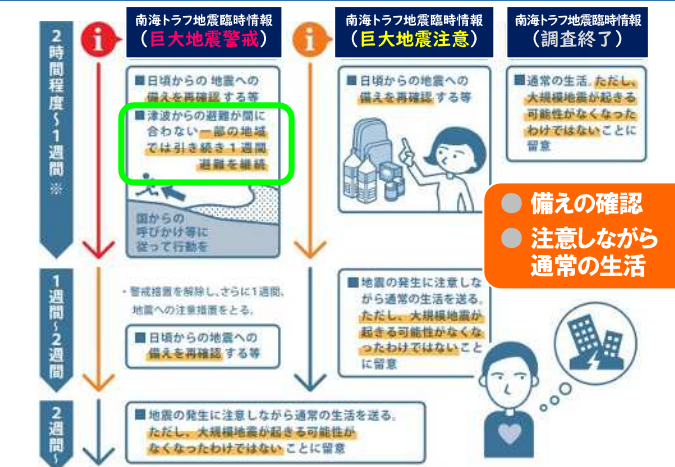


図:内閣府防災情報ページより<<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/leaflet.pdf>> 引用:一部加工

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要

基本方針①: 本県の多様な地域性やこれまで経験してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見を踏まえたものとする

■ガイドライン: 地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要
 ・避難先は知人宅や親縁宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う

■版ガイドライン: 必要地域・住民の特定への考え方
 『1週間の事前避難』が必要な地域・住民の特定への考え方
 ・津波避難経路等の整備状況や避難経路による避難時期の相違を考慮しても、津波からの避難が困難な地域・住民
 ・津波から避難が可能な地域・住民
 ・津波から避難が困難な地域・住民
 ・津波から避難が困難な地域・住民

■要配慮者の『1週間の事前避難』の考え方
 ・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可
 ・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設（公民館、宿泊施設、寺社等）への避難も可

■市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を
 ・市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を
 ・市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を

■要配慮者の『1週間の事前避難』の考え方
 ・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可
 ・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設（公民館、宿泊施設、寺社等）への避難も可

■市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を
 ・市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を
 ・市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を

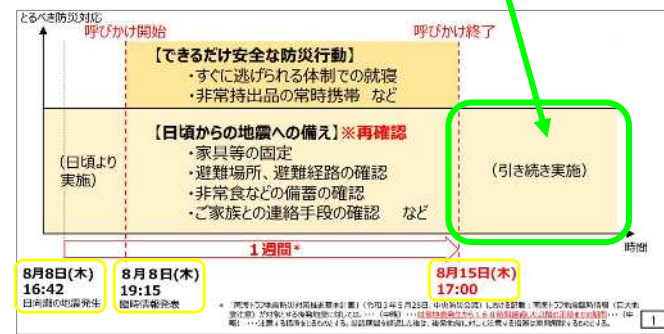
出典: 静岡県ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default/project/_page/001/035/406/gaidoraingaiyou.pdf> (2023.07利用)
 参考: 静岡県ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default/project/_page/001/035/406/gaidorain1.pdf> (2023.07利用)

特別な注意の呼びかけの終了

■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う政府の特別な注意の呼びかけは、8月15日17時をもって終了

●しかし、大規模地震の発生の可能性がなくなったわけではない

●「日頃からの地震への備え」については、引き続き実施が必要



出典: 内閣府防災情報ページより <https://www.bousai.go.jp/pdf/240815_nankai.pdf> ※一部加筆 (2024.08利用)

「日ごろからの地震の備え」の継続を

- 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない
- 今後も引き続き、「日ごろからの地震の備え」を実施しながら、平常どおりの生活を継続

